当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう！
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！

解放新聞 和歌山版

発行所
解放新聞和歌山支局
〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302
発行責任者
藤　本　哲　史

荊冠旗びらき

ふじ本まり子、当選

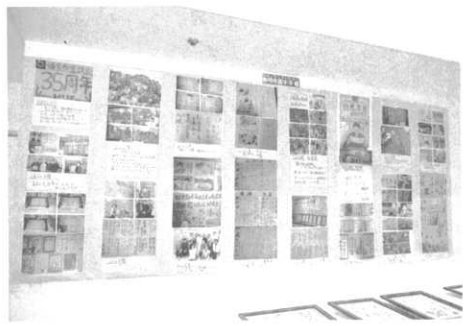
よみかき交流会

杭ノ瀬児童・地区福祉センター竣工式

第６回会員総会

同宗連結成 20 周年記念大会

石本一也、当選

女性部研修会で、佐々木基文・社会人権局長

第 49 回定期総会

第 64 回県連大会

対和歌山県交渉

差別事件報告集会

2020年をむかえるにあたって

部落解放同盟和歌山県連合会
執行委員長　藤 本 哲 史

２０２０年をむかえ、ごあいさつ申し上げます。

２０１６年にいわゆる「人権３法」が施行されて４年目をむかえました。また、昨年４月には「アイヌ民族支援法」が成立し、性的マイノリティにかんする「ＬＧＢＴ法」も議論され、さまざまな人が生きやすい社会へとあゆみはじめました。一方で、格差社会や貧困がうみだす影響は、弱者へのしわ寄せとなり、抑圧された多くの人びとの鬱積したはけ口は差別や排外主義にむけられ、ヘイトスピーチや差別扇動デモが繰り返されるなど、大きな社会問題となっています。

２０１６年には「部落差別解消推進法」が成立し、法を補完するための条例が湯浅町で制定され、昨年10月から本格的に施行されました。この条例は、悪質な差別行為に勧告・命令ができ、さらに被差別者への救済も明記された画期的な条例といえます。私たちは、県内すべての自治体にたいし条例制定の要求を掲げ、交渉することが喫緊の課題であります。

昨年１年間で32件（発表できる差別事件に限る）もの差別事件が発生しました。

差別事件をみると、躊躇することなく「ここは同和地区か」「部落はあるのか」などと問い合わせる差別事件や行政の人権担当課に「○○（賤称語を表す差別語）知っているか」と発言するなど、被差別部落への忌避意識が根強く影響しています。これらの背景には「特措法」が失効してから「推進法」制定までの空白の13年間が大きな影響を及ぼしています。「情報化の進展に伴って…」と「部落差別解消推進法」にも明記されたインターネットを悪用した差別書き込みは横行し、差別をうけた全国の仲間が多数いることをしっかりと認識し、差別事件と向き合い、とりくみをすすめなければなりません。さらに、結婚差別は命にかかわる重大な問題であり、一日も早い対応が急務であります。

狭山差別事件は今年で57年目を迎えます。今年こそ、なんとしても再審開始を実現するため、共闘関係をはじめ広範な世論を巻き込んだ運動を展開し、一日も早い「無罪」を勝ち取らなければなりません。

今年は、水平社宣言を起草した西光万吉没後50年目を迎えます。西光の命日である３月20日には、没後50年の節目に記念行事を予定しています。西光が提唱した「不戦和栄」運動を具体化することで、今後の解放運動の展望をみいだすことができるのです。

私たちは、全国水平社以来これまでの闘いを総括し、全同盟員が一丸となって水平社の精神である「心から人生の熱と光を願求禮讃」するものとして、部落の完全解放をめざしてともにがんばりましょう。